

議案第四十三号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年三月十四日

提出者 港区長 清 家 愛

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の八・六九」を「百分の七・七一」に改め、同条第二号中「四万九千百円」を「四万七千三百円」に改める。

第十五条の八中「六十五万円」を「六十六万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・八〇」を「百分の二・六九」に、「百分の六十四」を「百分の六十五」に改め、同条第二号中「一万六千五百円」を「一万六千八百円」に、「百分の三十六」を「百分の三十五」に改める。

第十五条の十六中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・三六」を「百分の二・二五」に改め、同条第二号中「一

万六千五百円」を「一万六千六百円」に改める。

第十九条の二中「六十五万円」を「六十六万円」に、
「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第一号イ中「三万四千三百七十円」を「三万三千百十円」に改め、同号口中「一万五千五百十円」を「一万七千七百六十円」に改め、同号ハ中「一万五千五百五十円」を「一万六千六百二十円」に改め、同条第二号中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同号イ中「二万四千五百五十円」を「二万三千六百五十円」に改め、同号口中「八千二百五十円」を「八千三百円」に改め、同条第三号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改め、同号イ中「九千八百二十円」を「九千四百六十円」に改め、同号口中「三千三百円」を「三千三百六十円」に改め、同号ハ中「三千三百円」を「三千三百二十円」に改める。

第十九条の四第一号イ中「七千三百六十五円」を「七千九十五円」に改め、同号口中「一万二千二百七十五円」を「一万千八百二十五円」に改め、同号ハ中「一万九千六百四十円」を「一万八千九百二十円」に改め、同号ニ中「二万四千五百五十円」を「二万三千六百五十円」に改め、同条第二号イ中「二千四百七十五円」を「二千五百二十円」に改め、同号口中「四千二百五十円」を「四千二百円」に改め、同号ハ中「六千六百円」を「六千七百二十円」に改め、同号ニ中「八千二百五十円」を「八千四百円」に改める。

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明）

国民健康保険の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三十二号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするため、本案を提出いたします。